

令和5年7月1日

下記各法科大学院受験予定または在学中のみなさんへ

(中部弁護士会連合会管内の愛知大学・金沢大学・名古屋大学・南山大学)

特定非営利活動法人 (NPO 法人)

ロースクール奨学金ちゅうぶ

理事長 那 須 國 宏

後援：中部弁護士会連合会

愛知県弁護士会

NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ

第21期 (令和6年度入学) 奨学生募集のお知らせ

法科大学院に入学を希望するみなさん。

私たちは、次世代を担う皆さんが、広い地域で沢山の人たちから信頼される法曹となられることを心より期待すると同時に応援したいと思っています。

日本全国には、これまで「弁護士過疎地域」として、弁護士が全くいない地域・弁護士が1人しかいない地域 (いわゆる「ゼロ・ワン地域」) が存在してきました。多くの弁護士の努力によって期限付の赴任等に懸命の努力が続けられていますが、ゼロ・ワン地域に赴任中の多くの弁護士は、その土地に定着するわけではなく期間限定であるため、後続く弁護士がいなければ、またゼロ・ワン地域に戻ってしまいます。

日本には全国で60箇所の「第1種弁護士過疎地域」(地裁支部管内の弁護士が0～3の地域) があります¹。中部地方では、福井県武生市 (福井地裁武生支部管内)、石川県輪島市 (金沢地裁輪島支部管内)、富山県魚津市 (富山地裁魚津支部管内)、三重県熊野市 (津地裁熊野支部管内) などがこれにあたります。

また、法科大学院の学費は学生にとっては相当高額なものであるなど、経済的な問題も重くのしかかっています。

以上の2つの困難な問題を解決するため、われわれは、このような弁護士過疎地域や弁護士不足が問題となっている地域で活動する志を持つ学生に対して奨学金の支給を行う「特定非営利活動法人 (NPO 法人) ロースクール奨学金ちゅうぶ」を設立・運営しています (愛知県弁護士会・中部弁護士会連合会後援)。

このNPO法人の趣旨に賛同していただき、200名を超える個人 (弁護士や司法修習生の方のみならず、一般の方も広く含まれています) ・法人の皆さんが、皆

¹ 2012年9月1日現在の「第1種弁護士過疎地域」は別紙のとおり (当NPO法人調べ)。

さんの志を応援すべくNPO法人の賛助会員となってくださいました。そして、これまでに61名の方が本奨学金を受給されています（※返還した人も含む。）。

奨学生の中から司法試験に合格して弁護士になられた方も22名となり、現在、そのうち9名が過疎地に赴任済みです。今後も、多数の奨学生が新司法試験に合格し、弁護士過疎の解消に力を尽くすことが期待されています。

令和6年度の奨学生を別紙の要領にて募集いたします。

この奨学金の趣旨をご理解いただき、高い志のある方が応募してくださることを心よりお待ちしております。

【申込先・問合せ先】

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目20番17号 KDX桜通ビル12階
特定非営利活動法人（NPO法人）ロースクール奨学金ちゅうぶ

<https://lawsschubu.jp/>

（担当：酒井）



電話 052-957-2671 ファクシミリ 052-957-2677

NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ
第21期（令和6年度入学）奨学生募集要項

1. 対象

- ① 令和6年4月に対象法科大学院（中部弁護士会連合会管内の愛知大学・金沢大学・名古屋大学・南山大学の法科大学院）のいずれかに入学することを許可された者又は対象法科大学院に現に在学中の者
- ② 法科大学院の学費の支弁が困難な者
具体的には、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）「第二種奨学金」の博士前期の収入基準を参照して、下記の基準によるものとします。

【資力基準】

申込者本人の令和5年1月1日から12月31日までの収入金額合計が536万円以下であること。ただし、上記金額以上の収入が有る場合であっても、学費の支弁が困難な特段の事情があると理事会が認めたときには、資力基準を満たしたものとして取り扱います。

1) 上記の「収入金額合計」とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額（ただし、定職による収入のうち、給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した金額をいう）

2) 上記の「収入金額」には、配偶者がある場合は、配偶者の収入を含む。ただし、定職収入に限る。

- ③ 下記のいずれかに3年以上赴任する志がある者

- (1) 弁護士ゼロワン地域
(2) 日弁連設置の過疎地型公設事務所（「ひまわり基金法律事務所」）
(3) 日弁連の定める「第1種弁護士過疎地域」（地裁支部単位での法律事務所が0～3の地域）
(4) その他弁護士が少数しかいない地域で特に弁護士赴任が必要であると当NPO法人理事会が認めた地域

2. 募集人数

4名

※ただし、選考の結果によっては、本年度は上記人数分を支給しない旨の決定をすることがあります。

3. 奨学金の概要

入学金・授業料・施設費の全額を原則として、贈与します。ただし、法科大学院に在学中の者については、奨学生として選出された後に支払時期が到来するものに限ります。

ただし、下記事由の一にでも該当した場合には、返還を求めます（条件付贈与）。

- 1) 法科大学院を所定の年数で卒業できなかったとき
 - 2) 卒業後、司法試験に5年以内に合格しなかったとき
 - 3) 司法試験合格後1年以内に司法修習を終えなかったとき
 - 4) 司法修習終了後弁護士登録しなかったとき
 - 5) 弁護士登録後、奨学生派遣対象地域で3年以上勤務しなかったとき
ただし、奨学生派遣対象地域への赴任に先立って、赴任弁護士を養成する事務所に勤務した場合は、当該勤務の期間は3年を上限として返還を求めません。
 - 6) 弁護士登録後、当番弁護・国選弁護・法律相談・扶助事件・弁護士会の会務等に積極的に関与しなかったとき
 - 7) 他の給付型奨学金（返還を求められない性質の奨学金）を受領し、又は学費免除を受けたとき（本項については受領・免除を受けた金額相当額につき返還を求めます）
- ※ なお、上記1)～7)の事由がある場合であっても、相当の理由があるときは、当NPOは、理事会の承認を得て、返還の猶予その他の適宜の処置を取ることができるものとします。
- ※※ 最終的な奨学金の内容は、別途法人と奨学生との間で締結する契約書において定めます。

4. 必要書類

（郵送可。また、②以降はいずれもコピーで可）

- ① 奨学金申込書
- ② 学部の成績証明書
- ③ 資力を証明する書類
（源泉徴収票、確定申告書控、市町村発行の所得証明書等）
- ④ 法科大学院に合格したことを証する書類
- ⑤ 法科大学院の成績証明書（法科大学院在生学生のみ）

※ 法科大学院在生学生の方は②④は不要です。これに替えて⑤「法科大学院の成績証明書」を提出して下さい。

5. 応募期間

令和5年12月4日（月曜日）から令和6年1月15日（月曜日）まで
【必着】

6. 奨学生選考の方法

① 各法科大学院の推薦

本奨学生に志願していただいた方のうち、各法科大学院より3名ずつを推薦²していただきます（合計12名）。

² 推薦対象者の決定については、各法科大学院の裁量に委ねますが、多くの法科大学院では、入学試験の成績順で決するものと予想されます。

② 書類選考

推薦を受けた12名の中から書類等を総合判断して書類選考します。
書類選考合格の発表は、

令和6年1月26日（金曜日）に、メールにて行います。

③ 面接

書類選考によって選出された方について面接を行い、その中から7名を選考します。

面接日は、令和6年2月9日（金曜日）

（面接場所：愛知県弁護士会館）※オンラインにて行う可能性あり
合格の発表は、

令和6年2月16日（金曜日）に、メールにて行います。

7. 備 考

- ① 提出された書類は、理由の如何を問わず返却できませんのでご了承下さい。
- ② 今後、有為な人材に対する各地の弁護士会の積極的支援をお願いする目的で、今回提出された書類に記載された情報を中部弁護士会連合会の各弁護士会にお知らせすることがありますのでご了承下さい。また、上記推薦手続の過程で、推薦を求める当該法科大学院に対して、本NPO奨学金応募の事実及びお名前をお知らせ致しますが、上記以外の目的で奨学金選考手続において取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- ③ 各法科大学院の入学試験の日程や入学手続の締切日の関係で、奨学生の合格発表前に入学金の支払期限が到来することになるかと思えます。申し訳ありませんが、奨学生合格者には奨学生としての合格発表後速やかに入学金分も含めた奨学金を支給しますので、上記支給までの間は入学金を立て替え（先払い）していただくようお願いいたします。
- ④ 合格者の方には、令和6年3月8日（金曜日）午後2時～午後3時に愛知県弁護士会で予定されている奨学金授与式（※オンラインにて行う可能性あり）に出席をしていただき、奨学金授与のための手続をしていただきますので、ご予定ください。

以 上

第1種弁護士過疎地域

—法律事務所が3以下の地域(地方裁判所支部単位)—

2020年4月2日現在 山中理司弁護士作成資料より

NO	地方裁判所	支部名	法律事務所数	弁護士数
1	さいたま	秩父	3	5
2	千葉	佐原	1	1
3	前橋	沼田	2	3
4	京都	園部	3	3
5	奈良	五條	2	3
6	和歌山	御坊	2	2
7	津	熊野	3	3
8	金沢	輪島	2	2
9	岡山	新見	1	1
10	松江	西郷	2	2
11	長崎	壱岐	2	2
12		五島	2	2
13		厳原	2	2
14	大分	杵築	2	2
15		竹田	1	2
16		佐伯	3	3
17	熊本	山鹿	2	2
18		阿蘇	3	3
19		人吉	3	3
20		天草	3	6
21	鹿児島	知覧	3	4
22	宮崎	日南	2	2
23	仙台	登米	3	3
24	盛岡	二戸	2	3
25	秋田	能代	2	2
26	札幌	浦河	2	3
27		滝川	2	2
28		岩内	2	2
29	函館	江差	1	2
30	旭川	紋別	2	2
31		留萌	2	3
32		稚内	2	2
33	釧路	網走	2	2
34	徳島	阿南	2	3
35		美馬	3	3
36	高知	須崎	2	3
37		安芸	2	3

【参考資料】

—弁護士が10人以下の地域(地方裁判所支部単位)—

2020年4月2日現在 山中理司弁護士作成資料より

NO	地方裁判所	支部名	弁護士数
1	さいたま	秩父	5
2		一宮	7
3	千葉	館山	6
4		佐原	1
5	水戸	日立	8
6		麻生	9
7	宇都宮	真岡	4
8		桐生	8
9	前橋	沼田	3
10	静岡	掛川	7
11		下田	7
12	新潟	新発田	8
13		佐渡	5
14		福知山	9
15	京都	宮津	8
16		園部	3
17		舞鶴	6
18		豊岡	9
19		洲本	4
20	神戸	柏原	7
21		杜	8
22		龍野	5
23	奈良	五条	3
24	大津	長浜	8
25		田辺	10
26	和歌山	御坊	2
27		新宮	4
28	津	伊賀	9
29		熊野	3
30	岐阜	高山	7
31	福井	武生	7
32		敦賀	10
33	金沢	七尾	5
34		輪島	2
35	富山	魚津	7
36	広島	三次	7
37	山口	萩	4
38	岡山	新見	1
39	鳥取	倉吉	6
40		浜田	7
41	松江	益田	7
42		西郷	2
43		柳川	5
44		大牟田	10
45	福岡	八女	4
46		行橋	9
47		田川	6
48		島原	6
49		平戸	3
50	長崎	壱岐	2
51		五島	2
52		厳島	2
53		杵築	2
54	大分	佐伯	3
55		竹田	2
56		日田	6
57		八代	10
58		玉名	7
59	熊本	山鹿	2
60		阿蘇	3
61		人吉	3
62		天草	6

NO	地方裁判所	支部名	弁護士数
63		名瀬	5
64	鹿児島	知覧	4
65		川内	5
66	宮崎	日南	2
67		平良	5
68	那覇	石垣	4
69		名護	10
70		大河原	7
71	仙台	登米	3
72		気仙沼	8
73		鶴岡	9
74	山形	酒田	10
75		新庄	4
76		二戸	3
77	盛岡	遠野	4
78		宮古	4
79		水沢	6
80		大館	6
81		横手	5
82	秋田	大曲	4
83		能代	2
84		本荘	4
85	青森	五所川原	5
86		十和田	9
87		岩見沢	4
88		室蘭	9
89	札幌	滝川	2
90		浦河	3
91		岩内	2
92	函館	江差	2
93		名寄	4
94	旭川	紋別	2
95		留萌	3
96		稚内	2
97	釧路	網走	2
98		根室	7
99	高松	観音寺	7
100	徳島	阿南	3
101		美馬	3
102		須崎	3
103	高知	安芸	3
104		中村	4
105	松山	宇和島	8
106		大洲	6